## タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

## 北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

## ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

_	O F X 10 C M + X 10 1 C M + X 10																				
ı	No.	事	業	者	名景	事 听	業 在	者地	営業所名	営 業 所 在	所 処 年	月	分日		の 容 済	主	の	条	な 監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	北海道 運輸局 管内累 積点数
	1	金星小林 会社(3 000 9) (	去人番 104	号94	8  k	比海道小樽市花園	4丁目1番16号		朝里営業所	北海道小樽市新光2丁目2番2号	R7.	8.22		輸送施設の使用停止(20日 及び文書警告	車)加	旅客自動車	車運送 条第1項	事業運輸員 他3	令和7年2月13日、公安委員会からの通知等を 端緒として監査を実施。4件の違反が認められ た。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅 客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監 蓄鍼務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸 規則第38条第2項)、(4)事故の未報告(道 路運送法第29条)	2	2
		以下余日	∌																		